

重要事項説明書（訪問看護及び介護予防訪問看護）

1 事業所の概要

（事業所名） 訪問看護ステーション ベターデイズ
（所在地） 愛知県江南市五明町青木 257-1 ファミリー間宮 101
（指定番号） 2363690138
（管理者・連絡先） 服部治美 電話：0587-81-6007 FAX：0587-81-6008
（サービス提供地域） 江南市、一宮市

2 事業所の職員体制

管理者（保健師又は看護師）	1名
看護師	2.5以上（常勤換算）
リハビリ職員	0名

3 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日＝8時30分～17時00分

休業日：土曜日・日曜日・国民の休日・年末年始（12月29日～1月3日）

緊急時は随時対応

4 訪問看護サービスの内容

- ・医師の指示による医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理
 - ・医療的ケアのご相談（医療的な処置が必要になった場合や、体調で気になる事がある場合もご相談承ります）
 - ・身体状況や病状の観察
 - ・療養上のお手伝い（生活リズム、通院・服薬等について、健康上の不安を一緒に考えます）
 - ・栄養、清潔、排泄等の日常生活の支援（衣食住など、具体的な日常生活についても支援します）
 - ・ターミナルケア
 - ・機能訓練などのリハビリテーション
- ※訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士が行うことがある
- ・介護サービス等の相談
 - ・利用者家族への介護等の相談（介護の方法の指導、認知症状の対応等、医療的ケア、生活上の困りごとについて、ご相談承ります）
 - ・時間外での相談（突然の困りごと、不安や急な体調不良がありましたら、その状況を乗り越えることができるように支援します）

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 訪問看護の基本料金は後掲しておりますので、ご参照ください。
- (2) 訪問看護衛生材料等は実費を請求します。
- (3) 訪問看護の利用キャンセルは以下の通りとします。
 - ①訪問看護のキャンセルは、**利用日前日の16時30分**までにお願ひします。
 - ②連絡がない場合は、**キャンセル料(1500円)**をいただきます。
 - ③当日訪問して不在の場合も、同様のキャンセル料をいただきます。
 - ④緊急、やむを得ない事情がある場合は、その都度ご相談させていただきます。

6 支払い方法及び支払日

月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、当月の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。当月の料金の合計額を翌月末までにお支払いいただきます。

※入金確認後、領収書を発行いたしますので、大切に保管してください。

振り込み手続きが困難な場合には現金でのお支払い等、お気軽にご相談ください。

事業者指定口座

金融機関	尾西信用金庫	支店名	西成支店
預金種別	普通預金	口座番号	0227846
口座名義	ベターデイズ株式会社 代表取締役 道川 直幸		

※お支払いが、1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず14日以内にお支払いいただけない場合には、契約を解約させていただいたうえで未払い分をお支払いいただきます。

7 ご利用にあたってのお願い

訪問看護サービス利用にあたり、医療保険証や受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。

やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

8 苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対して、下記の窓口を設置し、訪問看護サービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。お気軽にお電話ください。

- (事業所名) 訪問看護ステーション ベターデイズ
(所在地) 愛知県江南市五明町青木257-1 ファミージュ間宮101
(対応時間) 8時30分～17時00分
(連絡先) 0587-81-6007
(管理者) 服部治美

≪医療安全相談の窓口≫

- ・愛知県医療安全支援センター

(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市以外の県内医療機関の所在地の場合)

TEL 052-954-6311

平日 9時～12時 13時～17時

- ・一宮市医療安全相談窓口

TEL 0586-52-3853

平日 8時30分～12時 13時～17時

訪問看護ステーション ベターデイズ 利用料金表 (医療保険)		2024年11月～			
1.基本料金					
		料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,500円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降 ※1	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費Ⅱ ※2	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費Ⅲ ※3		8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
2.その他加算 (対象者のみ)					
24時間対応体制加算 (月1回)		6,520円	652円	1,304円	1,956円
夜間・早朝訪問看護加算 ※4	午前6時～午前8時	2,100円	210円	420円	630円
	午後6時～午後10時				
深夜訪問看護加算 ※4	午後10時～翌午前6時	4,200円	420円	840円	1,260円
緊急時訪問看護加算 (1回につき) ※5	月14日まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算 (月1回) ※6	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	II	2,500円	250円	500円	750円
難病等複数回訪問看護加算 ※7	1日2回以上	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算 ※8	看護師・保健師 (週1回限り)	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
	看護補助者	3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算 (週1回に限り) ※9		5,200円	520円	1,040円	1,560円
退院時共同指導加算 ※10		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ※11		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 ※12		6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算 (長時間にわたる指導を行った場合)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算 (月1回) ※13		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回まで) ※14		2,000円	200円	400円	600円
情報提供療養費 (月1回) ※15	1	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費 (月1回) ※16	3				
ターミナルケア療養費 ※17	1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費 ※18	2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

- ※1 厚生労働大臣が定める疾病等にある方は、週4日以上訪問が可能
- ※2 同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合に算定
- ※3 入院中の外泊時の訪問看護
- ※4 記載時間帯に訪問看護を利用された場合に算定
- ※5 計画がなく、利用者、家族の求めに応じて、主治医の指示に基づき訪問看護を実施した場合
- ※6 厚生労働大臣が定める状態にある方

※6-1 厚生労働大臣の定める疾病等

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症 ●重症筋無力症 ●スモン ●筋萎縮性側索硬化症 ●脊髄小脳変性症 ●ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症 ●パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））
- 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） ●プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎 ●ライソゾーム病 ●副腎白質ジストロフィー ●脊髄性筋萎縮症 ●球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ●後天性免疫不全症候群 ●頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態の者

※6-2 特別管理加算（Ⅰ）の厚生労働大臣が定める状態にある方

- ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

※6-3 特別管理加算（Ⅱ）の厚生労働大臣が定める状態にある方

- 1) 在宅自己腹腔灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態二ある者
- 3) 真皮を超える褥瘡の状態二ある者
- 4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

- ※7 末期の悪性腫瘍、特定疾患等厚生労働大臣が定める疾病がある場合、または特別訪問看護指示書の交付があった場合に算定
- ※8 厚生労働大臣が定める利用者、同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な場合に算定
- ※9 1回の訪問が90分を超える場合
- ※10 入院、入所中の医療機関・介護老人保健施設の退院・退所にあたり、主治医または施設職員と療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合に算定。特別管理加算の対象利用者は2回まで算定できる
- ※11 退院時共同指導加算において、利用者が特別管理加算対象者の場合に算定
- ※12 厚生労働大臣が定める疾病等にある方が、退院日に訪問した場合に算定
- ※13 訪問診療を実施している医療機関、薬局等と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合に算定
- ※14 通院困難な利用者の状態の急変等に伴い、主治医の求めにより訪問診療実施機関、薬局、介護支援専門員と共同で利用者自宅でカンファレンス・指導を行った場合に算定
- ※15 市町村等からの求めに応じて、利用者の住居地を管理する市町村等に対して必要な情報を提供した場合に算定
- ※16 入院・入所する保険医療機関等に対して、訪問看護に係る情報を提供した場合に算定
- ※17 利用者の死亡日、及び、死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ利用者及びその家族等に対して説明の上、ターミナルケアを行った場合に算定
- ※18 特養に入所している利用者に対して、ターミナルケア療養費1の条件を行った場合に算定

訪問看護ステーション バターデイズ 利用料金表（保険適用外）

保険適用外の費用		料金	備考	
保険外費用	交通費 (訪問 1 回につき)	実施地域内	0 円	
		実施地域外	100 円	実施地域を超えて 1 km 毎に 100 円の実費負担となります
	営業時間外(平日を除く)の予定にない訪問 (1 回につき)		1,500 円	※6-1 に該当している利用者、特別訪問看護指示書が発行されている利用者は対象外です
	保険算定外の訪問 (30 分毎)	営業時間内	4,000 円	自宅、施設以外の場所での訪問看護を希望する場合には、自費負担となります
		営業時間外	5,000 円	
		22 時～6 時	6,000 円	
	吸引器貸し出し(1 日)		100 円	貸出期間は最長 30 日です
	訪問のキャンセル (訪問 1 回につき)	前日 16 時 30 分 までの連絡	0 円	緊急、やむを得ない事情がある場合は、その都度ご相談させていただきます
		当日、前日 16 時 30 分以降の連絡	1,500 円	
	衛生材料		実費	使用した衛生材料のうち、利用負担が適当と認められる費用は実費負担となります
ご遺体のお世話		10,000 円		

〈当事業所の実施地域〉
江南市、一宮市

〈当事業所の営業日時〉

・月曜日～金曜日：8 時 30 分～17 時 30 分

・休業日：土曜日、日曜日、国民の休日、12 月 29 日～1 月 3 日

緊急時は随時対応